地域座談会（栄地区）　意見交換記録

と　き　　平成２１年５月２０日（水曜日）
午後７時から午後９時１５分
ところ　　下種集落センター
参加者　　２１人

番号	項　目	町民等からの意見等要旨	町からの発言要旨
1	下水道について	●下水道使用料は超過分のほうが高いのか？ ●下水道工事の後の舗装をきった後の舗装がガタガタであるし、別な場所では道が下がっている。事故を起こしやすいと思うので何とかしたほうが良いのでは。	●基本が２月で、平均５５㎥で試算。下水道はたくさん使用すると処理費がかかることもあり、超過分のほうが高い。 ●埋め立てした後に沈下があるので、仮舗装をして１年程のち本舗装をする。自然状態に地盤を安定させるためには１年くらいかかる。しかし、今回の場合は現場を確認し、危険であれば修復する。
2	ホタルの里について	●ホタルの里が使い勝手が悪い。かなり荒れていて、見かねて個人的に２名の方が掃除をされていた。何とか改善の方法はないのか。	●ホタルの里は県の事業で水辺の学校事業であったが、その後町へ維持管理を任せたいと話があったが、町も難しいということで話がそのままになっている。再度県と協議します
3	排水路について	●排水路（亀谷川の上流から川の上につけた）の底が抜けているが、我々の手で直るものではない。近くのハウスにも影響がある。以前町よりお金を出してもらい業者に直してもらった経緯もある。岩坪の人には負担してもらっているが、下流の亀谷の人にも負担してもらうのは難しい。何とかならないだろうか。	●亀谷川は県の河川なので、現場を確認して、県と協議していきます。
4	プールについて	●プールは防火に使用する話だがなかなか水も溜まっていない。モルタル等を使用して水を溜めて使用できるように考えてもらえないか。	●プールについては、体育施設としては廃止している。その後の利用方法については、研究してみたい。プール利用については、送迎バスで大栄小のプールを利用していただいている。 管理者や事故等のことを考えると、プールとしては使用する考え

			はない。
5	ふれあい会館について （要望）	●聞くところによると、ふれあい会館を使用する場合、北条まで鍵をとりに行かなくてはいけないとのことだが、取りに行くことはたいへんなので何とか配慮してもらえないか。 また、今まではふれあい会館の隣の方や自治会長が管理していたが、そのような対応はできないか。 ●スポーツクラブの団体が年間的にふれあい会館を利用予約され、自治会行事のため、いざ使用したいと思っても、予約が入っていて使用できない現状である。また、球技大会前には、練習日が設けられるが、その時は毎日大栄分館まで鍵を借りに行かなくてはならないのか。その間だけでも、取りに行かなくて済む方法はないのか。 　栄地区に限り栄地区の健康づくりのために、何とか利用しやすいように検討してもらえないか。	●４月から、今までの北条スポーツクラブと大栄スポーツクラブが合併し、北栄スポーツクラブとして活動している。体育施設の申請は事務局がある北条Ｂ＆Ｇで手続きをすることになるが、ふれあい会館も含め大栄側の施設の鍵は大栄分館で借りられるようになっている。また、ふれあい会館を主な練習場としているスポーツクラブ加入団体等には、スペアー鍵を渡し利用してもらっている。今までのように、近所の方の家においてもらうことは、施設を管理する上でも難しいと思う。 ●事前に自治会の行事がわかっている場合、使用できるようにスポーツクラブと協議します。また、球技大会練習時には、その期間のみ鍵が管理できるようにならないかスポーツクラブと協議するようにします。 町、自治会行事優先で使用できるようにスポーツクラブと協議します。
6	防犯灯、街路灯について （要望） （要望）	●由良～栄地区の間の県道について防犯灯が非常に少ない。子ども達が夜暗くなって下校するのに大変危険である。通学路だけでも検討してもらえないか？ ●北和の近くの道路に水溜りができていて、子どもが自転車で通学するのに水がかかったりして、通りにくい。 ●県が管理している大きな街路灯は２４時間つきっぱなしで、生態	●町で可能かどうか確認し、検討します（公設防犯設置基準により）県道の場合、県へ要望しているがなかなかしてもらっていない。 ●現場を確認し、県へ協議します。 ●地域や場所によって必要性が異なる場合があるが、確認して、県

		的に良くない。灯が必要なところには街路灯を設置してもらえないし、必要でない時間や必要でない場所には設置されている。特に稲等が植えてある田んぼに２４時間明かりがあると生育に悪い。何とか良い方法はないか県へ要望してもらえないか。	へ要望する。
7	財政について	●資料Ｐ６中期財政見通し試算について、合併時～現在で変化したところを教えて欲しい。 ●財政構造の弾力性の表はどのようにみればよいか	●わかりやすく言えば、合併当初より借金が多くなり、貯金が減っている。おおむね試算のとおりである。ピーク時は２１年、２２年である。 ●表の見方は、左下にくるほうが弾力性が高いということになる。
8		●指定管理者制度を設けたことは事業の目的と事業費の削減だと思うがＢ＆Ｇは増えているが。	●大栄分館をＮＰＯに委託したことにより、約１，０００万削減できている。また、スポーツクラブ運営事業費については、大栄地区にあった社会体育施設関連事業費を含め、社会体育の業務部分が抱合されたため増えているように見える。
9	由良川の残土について （要望）	●高千穂に由良川の残土があるが、草が生えてきている。そのうちごみも捨てられるようになる。早いうちに何とかして欲しい。 除草剤は人畜無害なものに使用して欲しい。	●今年度、除草剤の予算を組んでいるので除草剤を使用して管理を行う。高千穂地区の公園として使用してもらえればと考えていたが、高千穂地区では管理が難しいということだった。
10	スポーツクラブ大会について	●先日、グランドゴルフの大会があったようだが、自治会長には通知がなかったが	●グランドゴルフ協会主催であり、スポーツクラブの大会ではない。スポーツクラブの大会の場合は各自治会長さんに通知を出すよう伝えておく。２１年度は、５月に予定されていたが、９月に予定変更。
11	インフルエンザについて	●７月にマラソンと風サミットが予定されているが、今、インフル	●これからの情勢をみて、イベント等検討する。ウイルスは梅雨時

		エンザでたいへんであるが、全国から来られても大丈夫か。	期や暑くなると収まるということなので、あまり過度に反応しないように検討していく。
12	放課後児童クラブについて	●放課後児童クラブ（大栄）は小学校から遠いので、移動のことを思うと、早いうちに小学校の近くに設置してもらいたい。	●近くに使用できるような施設がないのが現状である。今後検討していく。
13	町放送について	●新しい町放送システムでは、自治会の放送設備地と役場の放送設備は同じか。 ●町からの定時放送は6時32分に入るが、意味があるのか。 ●以前の放送設備に比べ不便になった。便利になるなら、わかるが不便になるのはどうかと思う。まだ使用可能であったのに更新するのは無駄遣いではないか。	●自治会にある設備と役場の設備は違う。自治会の放送は一系統だが、役場では「緊急」と「臨時」と「定時」に分かれる。先日、火事の緊急放送を臨時放送で行ったため、大変ご迷惑をおかけした。 　役場の宿直員とメーカー、担当者で急きょ訓練を実施した。 ●時報と同時には放送できないため、時報が終わり定時放送の起動をかけると３２分に放送がはじまるようセットしてある。 ●①合併して、別々の放送をしていた。（一つの町になりながら別々の放送をしていた）②北条地区、大栄地区とも１３年を過ぎ、機器等の耐用年数が過ぎていることや機器が調達できなく、新規世帯には設置できない現状もあった。③今まで大栄地区には防災無線があったが、北条地区には防災無線がなかったことなどの理由により、防災面等を考慮したもので、これらの問題を一気に解決するため、昨年度取組んだ。御説の「使えるのに無理やり更新した」ということはあたらない。
14	座談会について	●これからもこのような座談会をされるのか。（来年、再来年）	●続けていく。

地域座談会（5月20日：栄地区）　要望事項の回答

（担当課：産業振興課地域整備室）

要望事項	町の答弁	県の回答
1　水辺の楽校の維持管理について（下種）	県から町及び地元へ管理委託契約は受けていないので県に維持管理を要請します。	維持管理について、県から町及び地元へ管理委託します。委託契約締結までの間は、県で通常の河川と同じように維持管理します。
2　野田川堤防の修繕について （岩坪）	県に要望していますので問い合せします。	要望事項については、平成２１年度に実施します。
3　高千穂残土事業所及び県道東伯関金線の以前法面だった箇所の草刈について	町分については毎年除草作業を行っています。県道部分については県に要請します。	今年度については早急に除草作業を行います。当該地については道路区域から外して売却できるように事務手続きを現在進めています。
4　県道上大立大栄線北和南の歩道の水溜り解消について	現地を確認の上県に要請します。	対応済です。
5　栄地区～小中学校への通学路に防犯街路灯が少ないので設置して頂きたい。 ・　県道上大立大栄線 ・　県道法万大栄線	設置しても電気代が必要なので現状を把握後関係機関に協議の上検討したい。 調査結果 県管理　７基 町管理１２基 歩道延長約６km 平均３１６m 箇所	道路管理者で設置する照明灯は、夜間の安全かつ円滑な走行確保のため、設置基準に基づき設置しており、防犯という観点での設置はできません。 防犯灯は町・自治会などでの設置となりますのでご理解ください。なお、照明灯による稲への障害等も生じることが考えられますので、要望に当たっては十分地元関係者で調整してくださいますようお願いします。
6　防犯灯による稲の生育障害の解消について（上種）	現状を把握後関係機関と協議したい。	防犯灯によるとありますが、既設道路照明灯に対しての要望と解して回答します。 照明灯からの距離によっては稲の生育に影響が生じることがあります。道路照明灯の今後の運用についてどうするのがよいのか地元関係者での調整をお願いします。